

2021 年 8 月 24 日

地球シミュレータ HPCI 課題

利用条件および制限事項

1. 利用条件

地球シミュレータを利用するにあたっては、利用者は以下の利用条件を厳守してください。

- (1) 地球シミュレータを利用することにより得られた成果は公開すること。
- (2) 地球シミュレータの利用は平和目的であること。
- (3) 本申請書で申請する総ての内容について、虚偽の申請を行わないこと。
- (4) 本申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに海洋研究開発機構（以下「機構」という。）へ変更届を提出すること。
- (5) 機構が定める諸規定に従って利用すること。
- (6) その他、社会一般的なモラルに従って利用すること。

2. 成果公開・成果報告にあたっての付帯条件

地球シミュレータを利用することにより得られた成果の公開にあたっては、以下の付帯条件を遵守してください。

- (1) 成果を発表する場合には、「海洋研究開発機構の支援により、地球シミュレータを利用した」旨を言及すること。
- (2) 報告書、論文、口頭発表等で成果を発表した場合、所定の手続きに従いタイトルや発表先等の情報を機構に届け出ること。
- (3) 成果をプレス発表する場合には、事前に機構に届け出ること。

3. 知的財産権の帰属

利用者が地球シミュレータを利用することによって生じた知的財産権については、原則として利用者又は利用者が所属する機関に帰属します。ただし、当該知的財産権の取得にあたって機構の知的貢献が認められる場合については、別途協議するものとします。

4. データの帰属

利用者が地球シミュレータを利用することによって得られたデータについては、原則として利用者又は利用者が所属する機関に帰属します。ただし、得られたデータに関して機構の知的貢献が認められる場合については、別途協議するものとします。

5. 監査

機構は、項目「1. 利用条件」に対して利用者が適切に利用しているか、及び「2. 成果公開・成果報告にあたっての附帯条件」を遵守しているかを監査する権利を有します。機構は監査のために利用者に対して質問を行い、プログラム・入出力データ等の提供を依頼する場合があります、利用者は回答及び提供の義務を有します。

6. 利用停止

機構が、項目「1. 利用条件」あるいは「2. 成果公開・成果報告にあたっての附帯条件」で記載してある内容に反していると判断した場合、当該利用課題または利用者の利用を停止する場合があります。

7. 安全管理及び損害賠償

- (1) 利用者は、地球シミュレータの利用にあたり、機構の定める安全に関する諸規程及び機構の指示に従うものとし、地球シミュレータの利用者による利用にあたって自らに生じた損害についてその責を負うものとしします。
- (2) 利用者は、地球シミュレータの利用にあたって、利用者の責による事由により施設、備品などの滅失、損傷その他機構に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (3) 前項に規定する場合の他、利用者が地球シミュレータの利用にあたり第三者に損害を与えた場合は、利用者がその責任と負担において解決してください。
- (4) 利用者は、前2項に規定する事項が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告してください。

8. 免責

- (1) 機構は、利用者が地球シミュレータを利用することによって利用者に発生した損害に対しては、一切の責任を負いません。
- (2) 安全保障輸出管理の対象となる、利用者が行う技術の提供（注）については利用者が責任をもって管理するものとし、機構は、当該規制への違反等に関しては、一切の責任を負いません。

（注）安全保障輸出管理の対象となる利用者が行う技術の提供とは、地球シミュレータを利用する過程で提供する技術情報や地球シミュレータを利用して得た成果のうち、外為法関係法令で規制される技術情報を非居住者等、規制される者に対して提供することといいます。

9. 秘密の保持

地球シミュレータの利用者は、その利用にあたり知り得た情報のうち、一般に公開されておらず公知により機構等の利益を侵害する可能性がある情報を、第三者に漏洩または地球シミュレータの利用目的以外に用いることはできません。

以上